



鳥取県公報

令和3年3月5日(金)
第9280号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公 告 保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・ 2

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）蘆尾瑞恵の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和3年1月22日付鳥取県告示第30号）の内容（告示の内容）
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町豊栄字アンデラ1228
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課